

大都市圏制度調査専門委員会設置要綱（案）

平成 18 年 月 日 国土審議会首都圏整備部会決定
平成 18 年 月 日 国土審議会近畿圏整備部会決定
平成 18 年 月 日 国土審議会中部圏整備部会決定

（設置）

- 1 国土審議会首都圏整備部会、近畿圏整備部会及び中部圏整備部会（2において「首都圏整備部会等」という。）に各部会共通の大都市圏制度調査専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（任務）

- 2 専門委員会は、社会経済情勢の変化を踏まえた大都市圏制度の在り方について調査審議し、その結果を首都圏整備部会等に報告する。

（招集）

- 3 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

（会議の開催）

- 4 専門委員会は、専門委員会委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

ただし、委員長は、やむを得ない理由により専門委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を専門委員会委員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

- 5 専門委員会の会議は公開するものとし、その議事録は速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。
- 6 5のただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

（庶務）

- 7 専門委員会の庶務は、国土交通省国土計画局大都市圏計画課において処理する。

（雑則）

- 8 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（附則）

この要綱は、平成 18 年 月 日から施行する。

大都市圏制度の見直しにかかる論点（案）

1. これまでの大都市圏施策のフォローアップ・評価
 - ・ 計画の意義、実効性担保策、政策評価
 - ・ 政策区域制度の検証（既成、近郊、都市開発、保全の各区域ごとに検証）
 - ・ 社会経済情勢の変化を踏まえた新たな課題の抽出

2. 国土形成計画法に基づく広域地方計画と各大都市圏法に基づく整備計画の関係整理
 - ・ 最終的には広域地方計画の圏域区分を踏まえての判断になるが、広域地方計画と大都市圏計画の2本の計画が必要か。国土形成計画の体系に一本化すべきではないか。
 - ・ 現行の建設計画（首都圏は整備計画）のような、個別・詳細な施設整備計画が必要か。

3. 新たな大都市圏制度の検討
 - ＜検討項目の例＞
 - (1) 市街地の計画的縮退と土地利用の修復（広域的な土地利用計画制度）
 - ・ 貴重な自然を先取り保全、水と緑のネットワークの形成
 - ・ 中長期的に目指すべき姿として市街地と市街地が緑地等で分節された都市構造を提示し、計画的に、郊外部の宅地等を農地・自然地に戻す手法の検討（公的主体による空き地・空き家の管理、郊外部における自然再生の支援など）
 - (2) 日本経済を支える活力エンジンの形成（広域的な集中投資制度）
 - ・ 都市の人口・産業の集積を活用し、将来の日本経済を支える産業（頭脳集約・高付加価値型産業など）が国際競争力を維持できる環境を形成
 - ・ ブロック単位で、特定地域の特定分野に官民の投資を集中させる仕組み（税財政措置などの誘導策）